

Q 部活動における事故防止について、学校としてどのような安全配慮が求められますか。

A 平成 29 年 3 月、「学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止（報告書）」で、県教育長は「学校における体育・スポーツ活動は、児童生徒等の安全が最優先されることはもとより、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や態度の育成及び体力向上を図るためにも、学校の体育・スポーツ活動を積極的に展開するとともに、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等の活動内容に応じた安全対策を確実に講じなければなりません。」としています。

奈良県の「学校管理下における災害」の発生状況概要（平成 23 年度～平成 27 年度）については、「災害共済給付全体に占める体育・スポーツ活動中の災害発生割合は、中学校 73.7%、高等学校 81.7%。運動部活動中の災害発生割合は、中学校 55%、高等学校 61.7%」となっており、事故防止を図るため、教員個人や個々の部活動顧問、体育科教員、体育的行事を担当する分掌のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため常に努力していく必要があります。

運動場や体育館内の暑さを把握するためには、気温だけではなく、WBGT（暑さ指数：気温、湿度、輻射熱から熱中症の危険度を判断する数値）を用い、その上で練習の熱負荷を調節すること等が求められます。また、個々の生徒の体力や力量によって事故発生の可能性が一律ではなく、個人差による事故の可能性を予見した適切な指導を行わなければなりません。例えば、肥満等による危険因子や、前日までの練習状況がどうであったかなど、生徒一人一人の暑熱馴化の程度の考慮も求められます。さらに、自身の体調管理を行う能力が十分に育っていない生徒に対し、体調管理を一任することは問題とされ、練習中の給水や休憩を自由に申し出ることができるよう伝えていても、それが十分な配慮だとはいえないとされた例もあります。したがって、部活動顧問には生徒の異常を見落とさないよう観察することが求められているのです。

部活動は、生徒の社会性や人間性を育て、強い意志や忍耐力、仲間と協調し、自分の役割を果たすこと、責任感等を育てる大切な活動であることは間違いありません。その大切な活動が課外活動として、放課後だけでなく休日等も含め、主に顧問等の自主的努力によって支えられているのが現状です。その中で、特に運動部の練習は、負傷等の危険性とともにあります。危険予防の通知に基づく注意喚起も、教員に配布しただけでは、「周知が徹底できていなかった」と解されることもあります。

「校長が気温に応じて練習内容の変更を指示していなかった」点で校長の注意義務違反が認められた判例もあります。部活動の運営は、担当教員個人に任せがちですが、校長が把握し、学校組織として望ましい活動形態を保つ体制づくりが求められます。

- 《参考資料》
- ・「部活動における休養日の徹底について」H28.12 県教育長通知
 - ・「学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止」H29.3 県教育委員会
 - ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」H30.3 スポーツ庁
 - ・「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」H31.4 奈良県教育委員会

校種

中学校・高等学校・特別支援学校